特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
41	大分市　国民年金に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	－

評価実施機関名

大分市長

公表日

令和7年1月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	「国民年金法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む。以下同じ。）の資格の取得、喪失、種別変更、氏名変更、住所変更等に関する届出の受理。 2. 任意加入（高齢任意加入を含む。以下同じ。）の資格取得及び資格喪失の申出の受理。 3. 基礎年金番号通知書再交付申請の受理。 4. 付加保険料納付、辞退の申出または該当、非該当の届出の受理。 5. 法定免除の該当、非該当及び産前産後免除等の届出の受理。 6. 保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の申請及び取消、不該当の届出の受理。 7. 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、特別障害給付金、寡婦年金、死亡一時金、老齢福祉年金などに関する裁定請求書、申請書、届出等の受理。 8. 受理した届書等を日本年金機構へ送付進達するとともに厚生労働大臣へ報告する。 9. 年金生活者支援給付金制度に係る、日本年金機構から受領する所得情報提供依頼に基づく提供データの作成。
③システムの名称	国民年金システム、社会保険オンラインシステム、共通基盤システム（庁内連携システム）、 住民基本台帳システム（既存住民基本台帳システム）、個人市民税システム、 介護保険電算基本システム、生活保護システム

2. 特定個人情報ファイル名
国民年金情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項　別表の46、116、128の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	－	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市　市民部　国保年金課 　　企画部　情報政策課
②所属長の役職名	国保年金課長 情報政策課長

6. 他の評価実施機関
－

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市　総務部　総務課　情報公開室 〒870-8504　大分県大分市荷揚町2番31号

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市　市民部　国保年金課　国民年金室 〒870-8504　大分県大分市荷揚町2番31号 電話　097-534-6111（代表）

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点
3. 重大事故		
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を取り扱うため、目的外の利用がされることはない。その上で、必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう対応している。 また、システムへの入力やその後の廃棄処理についても、複数人でのチェックを行うよう徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保年金課長　池永　浩二 情報政策課長　林　浩一	国保年金課長 情報政策課長	事後	
令和1年11月1日	Ⅰ．1．②	「国民年金法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 （中略） 8. 受理した届書等を日本年金機構へ送付進達するとともに厚生労働大臣へ報告する。	「国民年金法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 （中略） 8. 受理した届書等を日本年金機構へ送付進達するとともに厚生労働大臣へ報告する。 9. 年金生活者支援給付金制度に係る、日本年金機構から受領する所得情報提供依頼に基づく提供データの作成。	事後	
令和1年11月1日	Ⅰ．1．③	国民年金システム	国民年金システム、社会保険オンラインシステム、共通基盤システム（庁内連携システム）、住民基本台帳システム（既存住民基本台帳システム）、個人市民税システム、介護保険電算システム、生活保護システム	事前	
令和1年11月1日	Ⅰ．３	番号法第9条第1項　別表第一の31の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の31、95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令　第24条の2、第68条の2	事後	
令和1年11月1日	Ⅱ．１　いつの時点の計数か	平成27年4月1日　時点	令和1年11月1日　時点	事前	
令和1年11月1日	Ⅱ．２　いつの時点の計数か	平成27年4月1日　時点	令和1年11月1日　時点	事前	
令和3年9月1日	Ⅰ．1．②	7. 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、老齢福祉年金などに関する裁定請求書、申請書、届出等の受理。	7. 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、特別障害給付金、寡婦年金、死亡一時金、老齢福祉年金などに関する裁定請求書、申請書、届出等の受理。	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ．３	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の31、95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令　第24条の2、第68条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の31、83、95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令　第24条の2、第59条、第68条の2	事後	
令和6年2月1日	Ⅰ．1．②　事務の概要	3. 年金手帳の再交付申請書の受理。	3. 基礎年金番号通知書再交付申請の受理。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「国民年金法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1．第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む。以下同じ。）の資格の取得、喪失、種別変更、氏名変更、住所変更等に関する届出の受理。 2．任意加入（高齢任意加入を含む。以下同じ。）の資格取得及び資格喪失の申出の受理。 3．基礎年金番号通知書再交付申請の受理。 4．付加保険料納付、辞退の申出または該当、非該当の届出の受理。 5．法定免除の該当、非該当の届出の受理。 6．保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の申請及び取消、不該当の届出の受理。 7．老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、特別障害給付金、寡婦年金、死亡一時金、老齢福祉年金などに関する裁定請求書、申請書、届出等の受理。 8．受理した届書等を日本年金機構へ送付進達するとともに厚生労働大臣へ報告する。 9．年金生活者支援給付金制度に係る、日本年金機構から受領する所得情報提供依頼に基づく提供データの作成。	「国民年金法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1．第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む。以下同じ。）の資格の取得、喪失、種別変更、氏名変更、住所変更等に関する届出の受理。 2．任意加入（高齢任意加入を含む。以下同じ。）の資格取得及び資格喪失の申出の受理。 3．基礎年金番号通知書再交付申請の受理。 4．付加保険料納付、辞退の申出または該当、非該当の届出の受理。 5．法定免除の該当、非該当及び産前産後免除等の届出の受理。 6．保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の申請及び取消、不該当の届出の受理。 7．老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、特別障害給付金、寡婦年金、死亡一時金、老齢福祉年金などに関する裁定請求書、申請書、届出等の受理。 8．受理した届書等を日本年金機構へ送付進達するとともに厚生労働大臣へ報告する。 9．年金生活者支援給付金制度に係る、日本年金機構から受領する所得情報提供依頼に基づく提供データの作成。	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の31、83、95の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令　第24条の2、第59条、第68条の2	番号利用法第9条第1項　別表の46、116、128の項	事後	